

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を 受給された皆様へのご案内

～ 緊急小口資金等の特例貸付には、返済免除があります ～
～ 生活にお困りの場合は、自立相談支援機関の相談窓口があります ～

1. 「緊急小口資金等の特例貸付」返済免除について

- 緊急小口資金等の社会福祉協議会が行った特例貸付には、返済免除の仕組みがあります。この返済免除は、資金の種類ごとに一括して行います。
 - ①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- **借受人と世帯主が住民税非課税**（均等割・所得割いずれも）であれば、**返済免除**の対象となります。そのほかの世帯員の課税状況は問いません（※免除決定時点で返済している金額は免除対象外）。
- 上記以外にも、**判定年度以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合**のほか、返済中に**借受人の死亡や失踪宣告、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けた場合、自己破産等**の返済中も返済困難な状況があれば、**全部または一部の返済を免除できる場合**があります。
※なお、免除の判定時期は資金種類により異なります。
- **返済免除は申請が必要です**（※対象の方は自動的に免除されるわけではありません）。
福岡県社会福祉協議会からの通知をご確認のうえ、期限内の申請をお願いします。
転居等で**申請時と住所が異なる場合は、貸付申請の手続きをした社会福祉協議会までご連絡ください。**
- **返済にお困りの方は、まずはご相談ください。**返済免除に該当しない場合でも、病気、失業、収入減少その他の事情により**返済が困難な場合**には、返済の**猶予**ができる場合もあります。また、毎月の返済額を変更できる場合があるほか、返済期間中であっても返済が免除される場合があります。

返済に関するお問い合わせ先：福岡県社会福祉協議会 生活福祉資金特例貸付償還事務センター
電話番号：092-718-7720

2. 収入や家計に不安を抱えている方等への相談窓口について

- 特例貸付の返済以外でも、一緒に家計を見直してほしい、債務整理について知りたい、生活を立て直したいなど、生活にお困りの場合は、自立相談支援機関があります。こちらの窓口をご利用ください。必要な関係機関にもおつなぎします。

お問い合わせ先：福祉の総合相談窓口（糸島市自立相談支援機関）
電話番号：092-332-2109
（糸島市役所新館2階地域福祉課奥）